

阿南工業高等専門学校教員選考委員会規則

(令和2年5月20日)

(規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校教員人事戦略委員会規則第6条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校教員選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員選考方針及び公募に関する事
- (2) 教員選考又は内部昇任の審査に関する事
- (3) その他教員の選考に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務）（以下「副校長」という。）
- (3) 教務主事、学生主事および寮務主事
- (4) 創造技術工学科長（以下「学科長」という。）
- (5) 専攻科長
- (6) 教員選考を行うコース又は一般教養の主任
- (7) 副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学科長及び専攻科長が所属しないコース又は一般教養の主任（前号に掲げる者を除く。）

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。

(公募)

第5条 教員の募集は、原則として公募により行う。

(選考)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議等を行い、適任者の選考を行う。

- (1) 高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)第11条から第14条に掲げる資格
- (2) 校長が別に定める資格基準
- (3) 公募の資格基準
- (4) 校長が別に定める自己申告書の評価
- (5) 選考の対象となる教員の担当授業科目及び教育活動等の職務等への適格性の審査

2 選考の手順等は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員人事戦略委員会への報告)

第9条 委員会は、選考結果については、速やかに阿南工業高等専門学校人事戦略委員長に報告を行う。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月16日から施行する。

附則

この規則は、令和5年6月14日から施行する。